

齋藤 佐和

平成 21 年 12 月に実施しました特別支援教育研究センター主催セミナーでの目白大学健康医療学部教授齋藤佐和氏（筑波大学特別支援教育研究センター初代センター長）の講演「特別支援教育の今日的課題—仕組みの整備と教育の充実—」の概要を掲載いたします。

はじめに

特別支援教育制度が施行され、特別支援学校学習指導要領が改訂されていく過程で、本当に必要なことは何かと考えてきた。制度およびそれに伴う仕組みを整えることは重要なことであるが、同時に教師としては教育内容を充実させることも非常に大切なことである。制度の整備と教育内容の充実の両方相俟って行われることが肝要である。

内容に関わる国の取り組みが教育課程の改訂だが、改訂作業に 2 年間かかっている。特別支援学校の教育課程は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科（知的障害者の場合は独自の教科）の他、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成されている。また、障害の状態等に応じた教育を行うため、種々の教育課程の特例が設けられ、障害の状態に応じては種々の教育課程に特例をつけることができる。これが特別支援学校教育課程の非常に大切な特徴だ。同時に、特別支援学級や通級での指導でも、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することができる。その場合、特別支援学校の学習指導要領を参考にすることになる。

今回の特別支援教育制度改革がもっている大きな意味は、通常の学級にも特別な支援を必要とする子どもがおり、その子についても、実態に応じて指導内容を工夫するということである。通常学級でも通常の教育課程とは別に、お子さんの状態にあわせて必要なところを取り出して自立活動の教育内容を組めることになっている。

今回の基準の改定のポイント

文部科学省による種々の説明会でも、特に一人ひとりに応じた指導を充実させるということで、新たなツールである個別の教育支援計画を作成するように繰り返し伝達されている。このことが教育改革の目玉のひとつになって、個別の教育支援計画は新しい教育の仕組みとともに活用すべきものとして打ち出された。まだ共通理解が十分に出来上がっているわけではなが、これは今後、発展し定着して行ってほしいと考えている。

障害のある子どもの場合、最初に学校に入る際にも保健医療機関との連携が必要になるし、卒業後の連携も含め生涯を通じての支援が必要となる。そうした流れの中で関係機関同士で情報を交換することが以前より増加してきている。その際に、親御さんが自分の子どもの情報を運ぶのではなく、ツールとしての個別の教育支援計画が、地域によるパターンが様々あると思うが、発展していけば良いと思う。

障害種別に分かれた学校だけでなく障害種を越えた学校の必要性もあり、それを法的にも担保する意味で、特別支援学校という制度ができた。また学校だけでなく、保健医療等のすべての関係機関が一貫して支援体制を組んで行く中で、これからの特別支援学校は、もっている知識、技能などの専門性を提供し、センター的機能を果たすことが要求されている。

「今後の特別支援教育のあり方」の最終報告の中には「障害のある子どもの教育の新たなシステムづくりや制度の構築を目指すという点で、新しく、大きなチャレンジであり、このためには行政や学校はもちろん、家庭や地域社会においても意識改革が必要である。チャレンジがなければ成果もないことを肝に銘じて、教育に関わる者全員が協力して障害のある子どもに対する新しい教育の姿を切り拓いていくことを強く期待する。」と書かれており「チャレンジ」という表現が頻繁に使われている。「教育に関わる者全員が協力して障害のある子どもに対する新しい教育の姿を切り拓いていくことを強く期待する。」とも書かれており、この一節は長い間の検討の過程を経て、前向きな気持ちで新しい特別支援教育を進めて行こうという思いの表れであると言える。

特別支援教育の課題

私が現在勤務している目白大学の中には言語聴覚士養成課程がある。大学の中のクリニックには、言語聴覚療法を必要とする患者さんがお見えになって、STは医療の枠内での療法を行っている。お母さんとの話の中や、ケースカンファレンスの際に、このお子さんは特別支援教育の対象になっているとか、いないとか、特別支援教

育ということばを自然に使うようになってきた。このように、様々な場面で特別支援が必要だと話していくことが大切だと感じている。私たちが特別支援教育のことを話し合う時に、それは自分達も関わるべきものであると、通常学校の先生方のどれくらいの方がわかってくれるかが大きな問題と思っていた。学校教育法の改正では、通常学級に在籍していても、一人ひとりの教育的ニーズに応じて特別支援教育を受けられるということが目指されている。実態はまだまだだが、徐々に広がっていくものと期待したい。仕組みの問題は、依然としてあるが、何を教育の中身にしていくかということとともに変わっていく必要がある。これは、今日的というより継続的な課題であり、それを専門性という言葉で表現し、そのことの重要性を強調してきた。専門性を継承する、発展させる。そして、発信する。それが大事だと言ってきたのは、仕組みだけではなく、私たちがやるべきことは教育の中身であり、やがては専門性が必ず問題にされるようになってきたからである。今は、制度が変わる時なので、仕組みの調整は大事だが、新しい制度になって、通常の学校のお子さんに特別支援教育の対象が広がってくると、新しく作り出す部分もますます必要となる。ただ継承するだけではなく、仕組みと中身がタイアップしていかなければいけない。それによって特別支援教育は日本全体の学校教育の中で、必要不可欠で、その役割の中核を特別支援学校が担っていると、社会の人が認知してくれるようになる。特別支援学校はそのような役割を果たさなければならない。特別支援学校のセンター的機能ということを強調して話してきたが、特別支援学校に在籍しているお子さんにとって最適の教育の場は特別支援学校であるということは、ゆるがせにできないことだ。大きく制度が移行していく中で、今まで発展してきた指導技術や方法、障害のお子さんに必要なことについての見方等は、脈々と受け継がれ、さらに新しい専門性も形成していかなくはならない。複数の障害が重なったお子さんがいるという事実からいっても、それぞれの障害についての専門性を相互に活用していくということも当然必要になる。そういう中で、特別支援学校はセンター的機能を発揮し、日本の学校教育の中に不可欠なものだと世間一般の人が思うような役割を果たしてほしい。そのためには、私たち自身の意識改革が必要だ。校内の整備や人材の配置について考える必要がある。管理職や教育委員会を中心に進めてほしい。支援部を作ったが学校組織の中でも、浮いている場合があると聞く。

支援部の仕事の内容や、その活動が自分の学校にとっても大切であることを、管理職が校内にも伝えていくことが必要である。

特別支援教育における教師の専門性

専門性が大事であることをいろいろな委員会の場で言ってきた。各障害についての専門性は、つきつめるとその障害のあるお子さんをどう理解するかということになると思っている。年齢段階、障害の状態とその重なり、そのお子さん特有の問題などを観察することで、その子を理解し、その子が障害をもっていることにより生じてくる困難な姿をキャッチし、それに合った指導法で対応をしていくが専門性であると考えている。先輩から伝わった指導法等にプラスして工夫を重ねることも各障害の専門性を構成する大きな要素だと思う。新しい専門性として、センター的機能に関する専門性や新しい障害に対する教育の専門性は、これから固めていかなければいけない。例えば、盲・聾教育は、長い歴史の中で固めてきたが、新しく対象になるものには時間的余裕がなく、歩きながら作っていかなくてはいけない。教科指導にも専門性があり、例えば、授業展開も盲学校と聾学校では違う。聾学校は帰納的というか、順に分かっていることを板書していき、視覚的に整理していく。盲学校では全体的見取り図をはっきりさせてから、演繹的に授業展開していくなど、障害の特性を理解した上での教科指導の進め方もある。

専門性の構築・継承については教員養成と現職教員研修の双方が大きく関わっている。教員養成の土台の上に現職教育を充実させる必要がある。筑波大学特別支援教育研究センターでも特別支援学校教員免許取得促進に貢献したいと考え、免許法認定公開講座を行ってきた。また、一定期間専門性にかかわる研修を行う現職教員のためのコースも開設している。免許法認定公開講座も現職教員研修もこうした流れではじめられた。

古くからあるものには社会のニーズがあり、それも時代を通じて変わっていく。筑波大学附属特別支援学校が5校となり、連携研究の取り組みも進んできている。これも専門性の構築と継承のために大切なことである。